

川崎市

4 高齢者虐待の防止について



目次

- 養介護施設従業者等による高齢者虐待の現在地
- 高齢者虐待防止法について
- 組織問題としての虐待防止
- ある事例より
- 虐待防止アンケートより



養介護施設従業者等による高齢者虐待の現在地

2006年（平成18年）：高齢者虐待防止法施行

2021年（令和3年）：全サービスで、高齢者虐待防止に向けた体制整備が義務化

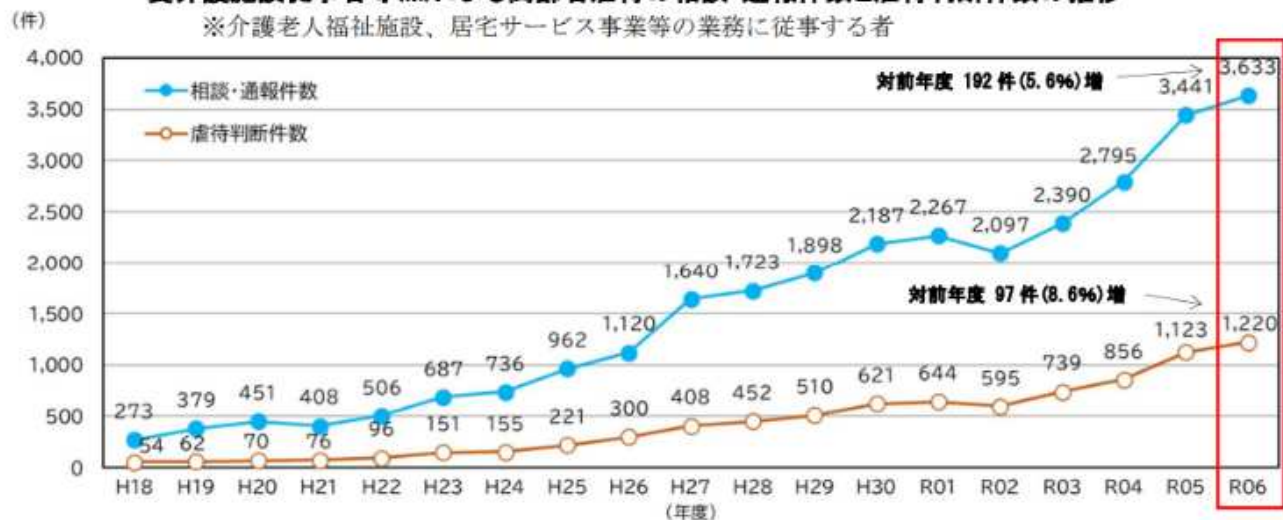
2024年（令和6年）：高齢者虐待防止措置未実施減算が導入

虐待防止に向けた取組が段階的に強化されてきました

国：養介護施設従業者等による高齢者虐待の相談・通報件数と判断件数

養介護施設従業者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



データ：厚生労働省

国：虐待件数は年々過去最多を更新

利用者数増加、調査対応件数増加、「通報義務」の浸透性も原因

虐待を生まない職場づくりへ

高齢者虐待防止法が目指すもの

【第1条：目的】

○高齢者の尊厳の保持、高齢者の権利擁護



そのために、、、

- 虐待の早期発見・早期対応
- 相談・通報体制の整備
- 養護者支援
- 養介護施設等に対する行政の指導監督等の仕組みを規定

【第2条：定義等】

○「高齢者」：65歳以上の者・養介護施設・養介護事業を利用する65歳未満の者

○養介護施設従業者等：介護保険施設・事業所、有料老人ホームに従事するすべての従業者（管理者・事務職員等含む）



【第5条、第21条】虐待の早期発見と通報義務

○第5条：養介護施設従業者等は高齢者虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

○第21条：養介護施設従業者等はその業務において、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

◆「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待通報を妨げるものではないこと」「通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」も同条で規定。

管理者の責務：適切に相談・通報できる体制整備と通報者保護

【第20条】 設置者・事業者の責務

○研修の実施

○利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

○その他、高齢者虐待防止等のための措置

→ 「高齢者虐待防止の為の措置」

→ 「身体的拘束の適正化のための措置」



【基準】虐待の防止のための措置

○虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の従業者への周知

○虐待の防止のための指針の整備

運営基準・解釈通知で回数が明記されているもの以外は原則、年度ごとに1回

○虐待の防止のための研修の定期的な実施

○上記の措置を適切に実施するための担当者の設置

上記措置がひとつでも行われていない場合、**虐待防止措置未実施減算**が適用（※）（※）居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く

【基準】 身体的拘束適正化のための措置

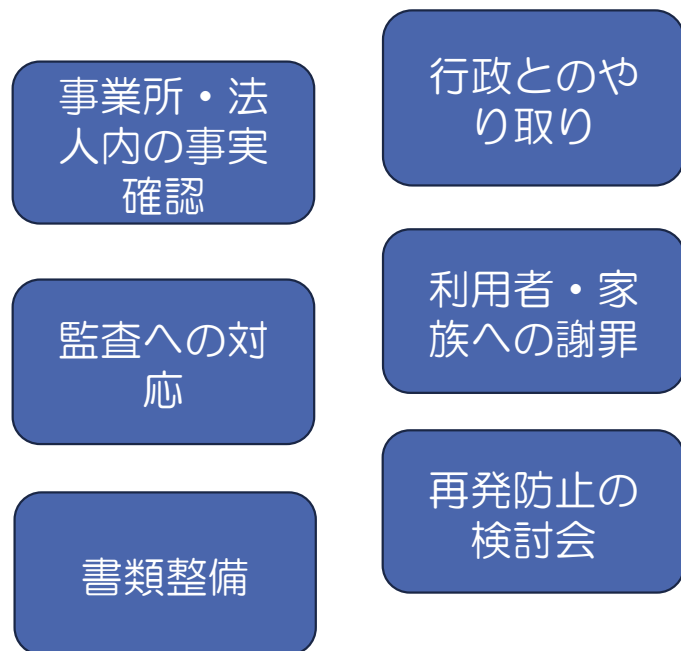
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の全従業員への周知
- 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- 介護職員その他の従業員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施

上記措置がひとつでも行われていない場合、**身体拘束廃止未実施減算**が適用



「虐待防止」＝「権利擁護」であり「組織運営の課題」

虐待が一度起こると、、、



業務増

職員疲弊・
職場環境悪
化

採用・育
成コスト
増

離職・利
用控え

虐待防止は職員が働き続けられる環境と施設運営を守るための取組でもある

ある事例より

【概要】

職員が利用者のオムツ弄りを止めるため、リクライニング車椅子に座らせた状態で朝まで食堂で過ごさせた。（普段のケアで椅子に座った状態ではオムツ弄りをしないことに気づいていた）

→身体的虐待認定

【判断理由】

切迫性・非代替性・一時性の三要件を組織で検討していないにもかかわらず、脱衣やオムツ弄りといった利用者の行動を制限するための身体的拘束を行った。



調査結果

- ・夜間失禁が実際には減りつつあったが、状態変化に気づかず「オムツ弄りが多いだろう」という先入観があった。
 - ・一部の職員は状態変化を把握していたが、組織として十分な共有がなされていなかった。→アンケート書式を設置し、日常業務の困りや小さな気づきを共有しやすくする仕組みを導入した。
- 勤務の最初の5分間を申し送りの確認時間であることを共通認識とした。
- ・職員本人の悩みを組織として把握できていなかったことから、全職員を対象に個人面談（年2回）を設けることとした。

情報共有により防ぐことができたかもしれないケース 

虐待防止アンケートより（令和6年度、7年度実施）

設問	年度	職員	
		はい	いいえ
施設職員同士がコミュニケーションを行う機会の確保に配慮や工夫を行っており、夜勤中心の職員を含め孤立している職員はいない。	R6	69.7%	30.3%
	R7	67.1%	32.9%
私は職員全体でコミュニケーションが取れていると思う。	R6	67.1%	32.9%
	R7	73.2%	26.8%

▼3人に1人が孤立を認識
▼3～4人に1人がコミュニケーション不足を痛感

管理者の責務：情報共有・コミュニケーションしやすい仕組み作り

集団指導講習会を受講された皆様へ

本動画掲載場所と同じHP内【受講確認アンケート】より提出が可能です

講習会を受講後、「**受講確認アンケート**」をご提出ください。

提出が確認できない場合、電話等で受講状況の確認をする可能性があります。



ご清聴ありがとうございました。

